

夏言の提案

——明代嘉靖年間における家廟制度改革——

井 上 徹

へはじめに

最近、小島毅氏は、世宗の嘉靖年間（一五二二年～一五六六年）が国家の礼制改革のうえで注目すべき時代であることを指摘している。氏は、中華帝国の王権の正統化や統合に国家祭祀がどのような役割をはたしたかという観点から、天地を祀る郊祀、宗廟、孔子廟、先蚕祀などの国家祭祀に関する礼制の改革が、この時代、淫祀排斥と表裏をなして行われたことを指摘するとともに、当時における宗族普及の形勢に着目し、世宗による礼制改革と、地域社会での宗族制度の確立という二つの事象が、「あるべき秩序すなわち『礼教』の確立をめざす運動として一連のものだった」とは考えられないか」という問題を提起している。⁽¹⁾ 小島氏の提言は宗族研究の側にも刺激を与えるものであるように思われる。すなわち、宗族形成の運動とは、共有地の設置、族譜編纂、祠堂設立などの手段によって、共同祖先から分かれた子孫を集合し、宗法という父系親族統制の原理のもとに彼らを組織化しようとする宋代に開始された士大夫の動きを指しているが、この運動が本格化し、華中・華南の地域社会に定着していくのは、十六世紀以降つまり嘉靖年間前後の時期からである。⁽²⁾ こうした潮流を念頭に置いて、嘉靖期における礼制改革に目を向けるならば、宗族形成に対応する動きを発見することができる。世宗に対して行われた礼部尚書・夏言の上奏がそれである。結論を先に提示するならば、この夏言の上奏は、明朝が制定した家廟（祠堂）の制度を改革して、宗法の原理を組み込もうとする

野心的な目論見をもつものであり、宗族形成の動きと連動していると考えられる。

夏言の上奏については、つとに牧野巽、清水盛光両氏が、王圻『続文献通考』（万曆三十二年—一六〇三年序）卷一一五、宗廟考、「大臣家廟」に抄録された夏言の上奏文を用いて、始祖・先祖祭祀の公認を皇帝に迫ったことの意義を論じている。⁽³⁾しかし、夏言の真意を理解するには、始祖・先祖祭祀への着目のみでは充分ではない。上奏の全文は、「功臣の配享を定め、及び臣民をして始祖を祭り、家廟を立つるを得さしめんことを請うの疏」と題して、『桂洲奏議』巻一二、「南宮集」に収録されている。これには年次は記されていないが、王圻前掲「大臣家廟」によれば、嘉靖一五（一五三六）年のことである。夏言はこの上奏文の冒頭において、世宗が、この年、祖先を祭った宗廟（九廟）を完成させたことを祝福したうえで、⁽⁴⁾「惟うに、是れ本朝の功臣、配享されて太祖、太宗廟に在るは、各のおの其の人有り。仁宗より以下の五廟は皆無し、欠典為るに似たり。臣民に至りては、其の始祖、先祖を祭るを得ず、而も廟制も亦、未だ定め有らざれば、則ち天下の孝子慈孫為る者、尚お未だ尽くは申さざるの情有り」と述べて、仁宗以下の宗廟への功臣の配享、臣（官僚）・民による始祖・先祖の祭祀の認可、家廟制度（廟制）の改正、この三つの論題を取り上げる。上奏の本文はこれらの論題について、それぞれ、「功臣の配享を定めよ」、「天下の臣民に詔して冬至の日に始祖を祭るを得さしめんことを乞う」、「天下の臣工に詔して家廟を建立せしめんことを乞う」と題している（小論では、便宜上、それぞれ、冒頭の文章を序文、また三条については、功臣配享の条、始祖祭祀の条、家廟の条と略称したい）。牧野、清水両氏は、三条のうち、始祖祭祀の条を取り上げたのであるが、同条は、その後に置かれた家廟の条と内容的に密接な関係にあり、両条を統一的に検討することによって、夏言の上奏の意図が明瞭にされると考える。⁽⁵⁾なお、夏言及び関連の儒者は、「臣」に対する「民」について、「庶人」という言葉も併せて用いており、本文中では、提示する史料に応じて、二つの用語を適宜使い分けるが、ともに官僚身分を持たない人々を指している。

一 始祖・先祖祭祀

最初に、牧野、清水両氏によつて注目された始祖祭祀の条（「天下の臣民に詔して冬至の日に始祖を祭るを得さしめんことを乞う」）の内容を検討してみよう。夏言は、上奏文の序文で、「臣民に至りては、其の始祖、先祖を祭るを得ず、而も廟制も亦、未だ定め有らざれば、則ち天下の孝子慈孫為る者、尚お未だ尽くは申さざるの情有り」といい、明朝が始祖及び先祖（始祖から高祖までの間の祖先）の祭祀を臣民に許していないこと、また、廟制も不備であることに不満を表明していた。この祖先祭祀と家廟に関する明朝の制度は、洪武三（一三七〇）年に完成した『大明集礼』巻六、吉礼、「品官家廟」で規定されたものを指している。

国朝品官廟制未定。於是、權倣朱子祠堂之制、奉高曾祖禰四世之主、亦以四仲之月祭之。又加臘日忌日之祭與夫歲時俗節之薦享。至若庶人得奉其祖父母父母之祀、已有著令、而其時享於寢之礼、大概略同於品官焉。（国朝の品官の廟制は未だ定まらず。是に於いて、權かりに朱子祠堂の制に倣いて、高曾祖禰四世の主を奉じ、亦、四仲の月を以て之を祭る。又、臘日忌日の祭と夫の歲時俗節の薦享を加う。庶人、其の祖父母、父母の祀を奉ずるを得るが若きに至りては、已に著令有り、而うして其の寢に時享するの礼は、大概略ぼ品官に同じくす。）

先王の時代、天子・諸侯・大夫・士は、それぞれの身分に応じた数の家廟（廟）を建てて祖先を祭つたといわれる。宋儒は、先王の時代の廟のように、各世代ごとに一つの独立した建物を作るのではなく、一つの建物のなかに、何代

もの祖先の位牌を並べて祭る方式をとった。北宋の程頤はこれを、先王の時代と同じく家廟（廟）といい、南宋の朱熹は、祠堂という名称を採用した。⁽⁶⁾『大明集礼』は、家廟、廟の名称を用いているが、上掲「品官家廟」の規定の後ろには、「祠堂制度」という項目が設けられており、祖先の神主を納めた建物を祠堂と呼んで、その構造に解説を加えている。名称のうえで不統一がみられるが、ここではとりあえず、家廟制度と呼んでおきたい。

明朝は、暫定的に、朱熹「家礼」の祠堂制度に準拠して、家廟制度（廟制）を設けたという。この制度の内容は、官僚の場合、高祖・曾祖・祖・禰の四代の祖先を家廟に奉じ、四季の仲月（二月、五月、八月、十一月）に定期の祭祀を行うが、庶人については、祖父母・父母を寢（居室）で祭るにとどまる、というものである。夏言がまず問題としたのは、祖先祭祀の規定についてである。彼の考えは、官僚も民もともどもに、高祖までの四世の祖先のみでなく、その上の先祖、さらに始祖をも祭るべきであるという点にあり（上掲）、公式の家廟制度の規定との間には大きな隔りがあったのである。

臣按、宋儒程頤嘗修六礼大略。家必有廟、庶人立影堂、廟必有主、月朔必薦新。時祭用仲月、冬至祭始祖、立春祭先祖。至朱熹纂集家礼、則以為始祖之祭近於偏上、乃刪去之。自是士庶家無復有祭始祖者。

（臣按すらく、宋儒の程頤は嘗て六礼の大略を修む。家ごとに必らず廟有り、庶人は影堂を立つ、廟ごとに必らず主有り、月朔に必らず新を薦む。時祭は仲月を用い、冬至には始祖を祭り、立春には先祖を祭る。朱熹、家礼を纂集するに至りて、則ち以て始祖の祭りは上に偏るに近しと為し、乃ち之を刪き去る。是れ自り、士庶の家、復た始祖を祭る者有る無し。）

夏言の考えでは、明朝が如上のように祭祀の範囲を限定したのは、そもそも朱熹に原因があった。つまり、こうである。北宋の程頤は次のような家廟の制度を定めた。家ごとに廟をもつべきであり、庶人は影堂（先祖の遺影をまつる堂）を設ける、家廟には、高祖、曾祖、祖、禰の四世の祖先の神主を收納し、四季の仲月に祭祀を行う、また、冬至と立春にはそれぞれ、その家系の最初の祖先として認知される始祖及び先祖を祭る、というものである。これに對して、朱熹は、程頤の祭法を踏まえながらも、始祖の祭りは僭越（「僭」であるとして、これを退ける見解を示した。⁷⁾夏言はこの点を捉えて、朱子が「家礼」を編纂し、「上に偏るせまに近し」を理由として始祖祭祀を排除して以降、始祖を祭る「士庶の家」がなくなつたと厳しく批判する。つまり、夏言は、朱子が「家礼」において、始祖祭祀を退けたから、「家礼」に準拠して定められた家廟制度も、始祖及び先祖の祭祀を否定することになつたのである。このように、夏言は、明朝の家廟制度が始祖・先祖祭祀を認めなかつた責任をもつばら朱熹に帰したうえで、次のように述べる。

臣愚以為、頤深於礼学者、司馬光呂公著皆称其有制礼作案之具、則夫小記大伝之説不王不禘之義、彼豈有不知哉。而必爾為者意蓋有所在也。夫自三代而下、礼教彫衰、風俗蠹弊。士大夫之家、衣冠之族、尚忘祖遺親、忽於報本。况匹庶乎。程頤為是緣情而為制、權宜以設教。此所謂事逆而意順者也。故曰、人家能存得此等事、雖幼者可使漸知礼義。此其設礼之本意也。朱熹顧以為僭而去之、亦不及祭之過也。且所謂禘者、蓋五年一舉、其礼最大。此所謂冬至祭始祖云者、乃一年一行、酌不過三、物不過魚黍羊豕、随力所及、特時享常礼焉爾。其礼初不與禘同、以為僭而廢之、亦過矣。夫万物本乎天、人本乎祖、豺獮莫不知報本、人惟万物之靈也、顧不知所自出、此有意於人紀者、不得原情而權制也。

(臣愚以為へらく、頤は礼学に深き者なり、司馬光、呂公著は皆、其れ礼を制し樂を作るの具有りと称う。則ち夫の小記・大伝の、不王不禘の義を説うは、彼も豈に知らざる有らんや。而らば、必らずや爾かくのしき為は、意、蓋し所在有るなり。夫れ三代より下、礼教は彫しほ衰え、風俗も蠹やぶ弊せきわる。士大夫の家、衣冠の族すらも、尚お祖を忘れ親を遺て、報本に忽し。況んや匹庶においておや。程頤は是が為に情に縁りて制を為り、権宜して以て教えを設く。此れ、所謂いひゆる、逆に事うも、意は順う者なり。故に曰く、人家此等の事を存し得る能はば、幼き者と雖も、漸く礼義を知らしむべし。此れ、其の礼を設くるの本意なり。朱熹かう願まつて以て僭と為して之を去るは、亦、察するに及ばざるの過ちなり。且つ所謂いひゆる禘とは、蓋し、五年に一たび挙ぐ、其の礼は最も大なり。此れ、所謂いひゆる冬至に始祖を祭ると云うは、乃ち一年に一たび行い、酌は三たびに過ぎず、物は魚黍羊家に過ぎず、力の及ぶ所に随うなり、特だ時享の常礼なるのみ。其の礼は初め禘と同じからず、以て僭と為して之を廢すは、亦、過ちなり。夫れ万物は天に本づき、人は祖に本づく、豺獮すら本に報いるを知らざる莫し、人は惟れ万物の靈なり、願かまつて自り出づる所を知らざれば、此れ、意を人紀に有つ者、情を原たずねて権制せざるをえざるなり。)

『礼記』の「喪服小記」や「大伝」は、「不王不禘」をいう。⁽⁸⁾ 禘とは、王者が「其の祖の自り出づる所」(天帝)をまつる祭りであり、その始祖をこれに配したが、これは王者のみが行いうる祭りであるとされた。程頤は礼に造詣の深い学者であり、「不王不禘」の意味を知らなかつたはずがない。にもかかわらず、臣民による始祖・先祖祭祀を唱えたのには理由があるとみるべきである。聖人が天下を治めた三代(夏・殷・周)のち、礼教は衰え、風俗は悪化の一途を辿り、礼教を守るべき知識人の家でさえも、祖先を尊ぶということをおざりにしている。庶民においては尚更である。⁽⁹⁾ 程頤はそうした有様を嘆いて、臨機応変に祭祀の制度を定めたのである。朱熹が当該の祭祀を「僭」とみな

して退けたのは、それをよく理解しえなかつた過ちである。しかも、禘とは五年に一度行われる大祭であるのに対して、始祖祭祀は、一年に一度冬至の日だけに挙行され、酌み交わされる酒も、捧げられる祭物もごく限られている。四時に挙行される常例の祭祀の一つに過ぎないのである。この点をよく察し得なかつたのも、朱熹の誤りである。「万物は天に本づき、人は祖に本づく」、これが根源的真理である。豺獭でさえも、「本に報いる」ということを知らないわけではないのに、「万物の霊」たる人間がその「自り出づる所」を知らないというのはおかしな話であり、そうであるからこそ、程頤のように、柔軟に祭祀の法を定めざるを得ないのである。このように述べる夏言は、次のような提案を行う。

伏望、皇上拈推因心之孝、詔令天下臣民許如程子所議、冬至祭始祖、立春祭始祖以下高祖以上之先祖、皆設兩位於其席、但不許立廟以踰分。

(伏して望むらく、皇上、因心の孝を拈推し、詔して天下の臣民をして程子の議する所の如く、冬至に始祖を祭り、立春に始祖以下高祖以上の先祖を祭り、皆兩位を其の席に設くるを許し、但だ、廟を立てて、以て分を踰ゆるを許さざらしめんことを。)

程頤の考えに基づき、官僚と民とがともどもに、冬至に始祖を、立春に先祖を祭ることができるようにする、ただし、始祖・先祖の廟を設けることは分を越えることであるので行わない、というものである。これは、家廟での常祭は高祖以下四世の祖先を対象とするも、冬至・立春には始祖・先祖を祭るべきだとした程頤の祭法の趣旨に確かに合致するものである。

夏言は、程頤の祭法を高く評価し、始祖・先祖の廟は設けけないという限定を付して、その採用を皇帝に迫った。この夏言の要請は、単なる祭祀の問題にとどまらなかつたことが予測される。すでに前稿で検証したように、程頤が始祖祭祀を唱えたそもその理由は、始祖の嫡系の宗子（大宗）が、当該の祭祀を媒介として、始祖以来の庶系の族人を統合するということ、つまり宗法の実現にあつたからである。かかる宗法主義は、始祖祭祀を僭として退けた朱熹においても同様である。「家礼」は、始祖を祠堂の祭祀の対象とすることは僭であるが、墓所においてならば差し支えないという観点から、大宗が墓祭を通じて族人を統合することを規定している。また、祠堂においては、継高祖、継曾祖、継祖、継禰の各小宗が、祭祀を通じて、それぞれの範囲の族人を統合するものとしている。祖先祭祀は、宗法原理と一体のものなのである。かかる宋儒の宗法主義への対応を迫られた最初の王朝が明朝であつたが、「家礼」に準拠して、家廟制度を制定したにもかかわらず、ついに宗法の原理を容認しなかつた。第一に、始祖・先祖祭祀は考慮されておらず、したがって、大宗による始祖祭祀という考え方も、全く問題にならない。第二に、家廟の所有を許さず、祭祀の対象とされる祖先も、祖父母・父母の二代にとどまった庶人は論外として、官僚に許された家廟は、「家礼」と同じく高祖以下四代の祖先を祭祀の対象とするものであつたが、「家礼」との決定的な相違は、宗法原理の欠如にあつた。家廟の祭祀の主体は宗子ではなく、官僚個人であり、子孫にはその権利は継承されることはないのである。¹⁰⁾

では、夏言の場合にはどうであつたのか。夏言は本条において、始祖・先祖祭祀の開放を要求したが、かかる祖先祭祀は、彼がその見解の拠り所とした程頤の祭法に示されるように、宋代以来、宗法の実践という課題と結びついて議論されてきたものである。したがって、夏言が、官僚か民かを問わず、始祖祭祀を行えるようにすべきであると皇帝に迫つた時にも宗法の実現が念頭に置かれていたと考えられるが、夏言が本条において、それを意図していたかどうかは疑問を残す。ここで、夏言の上奏に先んじて、宗法復活を強く訴えていた丘濬の考えを紹介してみよう。彼は、

朝廷に上呈した『大学衍義補』（成化二三年—一四八七年に完成）のなかで、周代の宗法を紹介した後、「礼経の別子の法は、是れ乃ち三代の諸侯を封建するの制にして、諸侯の庶子の為に設くるなり。今の人家と相合わず。今、人家の始めて遷り、及び初めて封爵有り仕宦して家を起す者を以て始祖と為し、以て古の別子に準ぜしむ。又、其の世を継ぐの長子を以て古の別を継ぐ者に準じて、世世相継ぎ、以て大宗と為し、族人を統べて、始祖立春の祭り及び墓祭を主さざらしむ。其の余は次を以て遞つわるがわる分ちて、繼高祖、繼曾祖、繼祖、繼禰の小宗と為す」¹¹¹といい、最初に任官した祖先と始遷祖（始めて現在の場所に移住してきた祖先）を始祖として設定するとともに、その嫡系の子孫を大宗として、繼高祖、繼曾祖、繼祖、繼禰の四つの小宗が大宗に従属する構造を具体的に提示している。これに対して、夏言が要求しているのは単に祭祀の問題のみであり、宗法原理には言及するところがない。それ故、夏言が宗法を念頭に置いて始祖・先祖祭祀を提起したことは間違いないにしても、官僚、民を問わず、全ての家が大宗体制を樹立できるように求めていたという結論を出すことには躊躇せざるをえないのである。宗法原理を組み込んだ提言は、この始祖の条においてではなく、次の家廟の条で提示されているように思われる。

二 家廟

始祖祭祀の条の次に置かれた家廟の条（「天下の臣工に詔して家廟を建立せしめんことを乞う」）は、表題に示されるように、官僚の家廟に関する改革案であるが、夏言は本条においてこそ、宗法原理を組み込んだ提案を行っていると考える。本章では、この点について、若干の考察を行ってみたい。

明朝は、官僚が、家廟を設立して、高祖以下四世の神主を四龕に安置することを認めていたが、夏言がこの家廟制

度を改変するに際して扱ひ所としたのは、始祖祭祀の条と同じく程頤の見解である。夏言は初めに、礼制のうえで理想とされる三代（夏・殷・周）には、天子から士に至るまで祖廟をもち、庶人も寝（居室）で祭祀を行っていた（「夫自周以上、自天子以至大夫士、皆各有祖廟。雖庶人、亦各薦於寢」）、しかし、秦朝の時にこの礼が失われたとしたりえて、以後各朝における廟制の変遷を略述した後、「宋の大儒程頤なる者出づるに至りて、乃ち始めて之を約し、四世に帰す。上は公卿自り、下は士庶に及ぶまで、以て然らざる莫し」といい、程頤が廟制を集約したと位置づける。程頤は、高祖以下四世の祖先の神主を廟に安置し、常祭を行うものとしたが、その理由は、

自天子至於庶人、五服未嘗有異、皆至高祖。服既如是、祭祀亦須如是。其疏數之節未有可考、但其理必如此。七廟五廟亦只是祭及高祖。大夫士雖或三廟二廟一廟、或祭寢廟、則雖異、亦不害祭及高祖。

（天子自り庶人に至るまで、五服未だ嘗て異なる有らず、皆高祖に至る。服既に是の如くんば、祭祀も亦、須らく是の如くなるべし。其の疏数の節は未だ考うべきに有らざるも、但だ其の理は必ず此の如し。七廟、五廟も亦、只だ是れ祭りは高祖に及ぶ。大夫、士は、或いは三廟、二廟、一廟、或いは寢廟に祭ると雖も、則ち異なると雖も、亦、祭りの高祖に及ぶを害なわず。）

という言葉に示されている。すなわち、五服の制が、父から分かれた兄弟に期（二年）、祖父から分かれた従父兄弟に大功（九月）、曾祖から分かれた再従兄弟に小功（五月）、高祖から分かれた三従兄弟に緦麻（三月）、それぞれの喪に服すというように、高祖を共通の祖先とする親族に対する喪服の制を定めているのであれば、祖先祭祀も、廟数には違いがあるものの、同じく高祖までの祖先を祭祀の対象とすべきである、というものである。『家礼』、『付録』は、こ

の程頤の見解について、「此れ最も祭祀の本意を得ると為す」と述べて、朱子も賛同したとしているが、夏言も、この文章を引用し、家廟では、高祖までの四世の祖先を祭るといふ所説が程頤、朱子に共通したものであることを強調する。この点から、廟祭に関する夏言の方針の基本も、廟数に関係なく、祭祀が高祖まで及ぶものとするという点に求められることになる（「由是觀之、則廟數雖有多寡、而祭皆及四親則一也」）。彼の提言は以下のようなものである。

…以是差之、則莫若官自三品以上為五廟、以下皆四廟。為五廟者、亦如唐制、五間九架、厦兩旁隔版為五室、中祀五世祖、旁四室祀高曾祖禰。為四廟者、三間五架、中為二室、祀高曾、左右為二室、祀祖禰。若當祀始祖先祖、則如朱熹所云、臨祭時作紙牌、祭訖、焚之。然三品以上雖得為五廟、若上無庶立廟之祖、不得為世祀不遷之祖。惟以第五世之祖湊為五世、只名曰五世祖、必待世窮數盡、則以今之得立廟者為世世祀之之祖、而不遷焉。四品以下無此祖矣。惟四世遞遷而已。…若夫庶人祭於寢、已無可說矣。

（…是を以て之を差するに、則ち、官の三品自り以上は五廟を為り、以下は皆四廟たるに若くは莫し。五廟を為る者は、亦唐制の如く、五間九架、厦の両旁に版を隔てて五室を為り、中に五世の祖を祀し、旁らの四室には高曾祖禰を祀す。四廟を為る者は、三間五架、中は二室を為り、高曾を祀し、左右には二室を為り、祖禰を祀す。若し当に始祖先祖を祀るべくんば、則ち朱熹云う所の如く、祭りに臨む時、紙牌を作り、祭り訖れば、之を焚やす。然れども、三品以上は、五廟を為るを得と雖も、若し上に応に廟を立つべきの祖無ければ、世よ祀りて遷さざるの祖と為すを得ず。惟だ第五世の祖を以て湊めて五世と為し、只だ名づけて五世の祖と曰うのみ、必らずや世窮まり数尽くるを待ちて、則ち今の廟を立つるを得る者を以て、世世之を祀るの祖と為して遷さず。四品以下には此の祖無し。惟だ四世遞遷るがわる遷すのみ。…夫の庶人寢に祭るが若きは、已に説うべき無し。）

この提案において、夏言が、三品以上は五廟、四品以下は四廟というように、官品に応じて廟数に等差を付けつつ、高祖以下四世の祖先を祭るという点にその基本を置いていることは明かであり、確かに程頤の方針を踏襲している。それと同時に、官僚は家廟で高祖以下四世を、庶人は居室（寢）で祖父母・父母二代を、それぞれ祭祀すると定めた明朝の家廟制度にも合致しているかに見える。しかし、この提案をもう少し注意深く読んでみると、家廟制度から大きく逸脱していることに気がつかれるであろう。順追って説明してみよう。

明朝の家廟制度と大きく異なる点の一つは、言うまでもなく、始祖・先祖祭祀が考慮されていることである。始祖祭祀の条で述べられていたように、官僚、庶人を問わず、どの家でも、始祖・先祖の廟を設けることは分を越えることであるので行わないという原則が設けられていたが、本条においても、この原則を前提としており、朱子の所説に基づき、冬至・立春の祭時に始祖・先祖の紙牌を作り、祭祀が終われば、それを焼却するとされている⁰⁴。ただし、始祖祭祀の条に較べて、始祖・先祖祭祀の具体的方法が提示されていることを除けば、特別に注意を惹く点は見あたらない。より注目されるのは、五廟・四廟に関する以下の提案である。

三品以上の官僚の五廟。明朝の家廟制度は、西側から順に高祖、曾祖、祖、父（禰）の神主を安置する方式をとっていたが、これに対して、夏言の提案では、祠堂内部の配置は、五つの部屋に区切って五廟となし、中央に「五世の祖」を、両側の四室に高・曾・祖・禰の四祖をそれぞれ祭るとされている。これは、夏言の提案が周代に行われたとされる昭穆制度の考えに基づいていることによるものと考えられる。昭穆制度については、小島毅氏によって適切な解説がなされているので、氏の検証を参考にして述べてみよう。周制における昭穆制度とは、始祖（太祖）を中央に置いて、左側に偶数世代の祖先（昭）、右側に奇数世代の祖先（穆）を安置する配置をとる祭祀の制度であり、天子は

七廟（太祖の廟と三昭三穆）、諸侯は五廟（太祖廟と二昭二穆）、大夫は三廟（太祖廟と一昭一穆）、以下、士は一廟、庶人は寢に祭るとされた（『礼記』、〈王制〉）。明朝では、世宗の時代、宗廟という一つの建物のなかに、祖先の神主を西から順に並べる方式に代えて、始めて昭穆制度を採用するとともに、それぞれの祖先の廟を独立させ、太祖（朱元璋）を始祖として、宗廟の中央に位置させ、また、靖難の変を平定した太宗の功績を認め、その廟を不毀廟として昭側のトップに据えて、以下の皇帝の廟を昭穆方式によって配列した。¹⁵⁾

宋代以降において、臣民の間における始祖祭祀が「僭」とみなされたことを考えると、周制という昭穆制度の適用は本来宗室にのみ許されるべきであるという認識があったものと考えられるが、昭穆制度に基づく廟制を臣民の家にも適用しようとする見解はすでに丘濬が披瀝している。成化一〇（一四七四）年序『文公家礼儀節』巻一、「通礼図」に収録された「義門鄭氏祠堂位次図」は、元末以降、義門として知られた浦江鄭氏において、鄭氏第四世の神主を真ん中に置き、その右側に高祖、曾祖、祖、考（父）、同じく左側に高祖以下の妣を配置する祠堂制度を採用していたことを紹介するが、その場合、中央の第四世は、世代が変わっても永遠に姚されない始祖（百世不遷の祖）に相当する。古礼に照らすならば、高祖以下四世の祖を祭ることさえ「僭」であるのに、「又、之に始祖を加うるは、可ならんか」との疑問に対して、「近世の人家も又、五龕を為る者有り、其れ時俗に於いて、相宜しきに似たり」として、鄭氏の祠堂制度及び鄭氏と同じく始祖を加えた五龕を設ける近來の方法を支持する。ただし、祖先配置の方法については鄭氏のそれを支持せず、「義門鄭氏祠堂位次図」の隣に掲げられた「五世並列之図」において、始祖と妣を中央にして、左側に高祖とその妣、その隣に祖（祖父）と妣、右側に曾祖と妣、考（父）と妣、というように、昭穆制度に基づく配置を示している。

夏言は、「五世の祖」の両側の祖先の神主の配置を具体的に示してはいないが、丘濬の「五世並列之図」と同じく、

昭穆制度による配置を意図していたと考えられる。ただし、夏言は、官僚在世中における「五世の祖」をすぐさま始祖とみなしたわけではない。祠堂中央の始祖の位で祭るにふさわしい祖先がいなかったならば、これを「世よ祀りて遷さざるの祖」とすることはできないから、当面は、高祖の一代前の祖先（「第五世の祖」）を「五世の祖」として祭るにとどめ、将来、世代が降るのをまって、現在祠堂を設立する者すなわち三品以上の官僚をその子孫が「世世、之を祀るの祖」―始祖となして、永遠に遷さないようにするという。

先に紹介したように、夏言は、始祖祭祀の条で、宗法を念頭に置いて始祖・先祖祭祀を提起したと考えられるものの、宗法の適用には全く言及していなかった。これに対して、現任の官僚を始祖として、その神主を祠堂に安置し、子孫が永遠に祭祀を行うという上記の提案はより明確に宗法の復活を想定したものと考えられるであろう。すなわち、永遠に官僚の子孫が当の官僚を始祖として祠堂に祭るということは、とりもなおさず、始祖祭祀を継承する大宗の存在が予定されているということであり、大宗が予定されていることは、大宗に統合される親族集団の成立が期待されているということである。

四品以下の官僚の四廟についてはどうであろうか。祠堂の配置を見ると、祠堂内部の四室のうち、中央の二室に高祖・曾祖、左右の二室に祖と禰をそれぞれ祭ることとしている。この点についても、丘濬の『文公家礼儀節』巻一、「通礼図」の「祭四世之図」を参考にしてみると、中央二室の左側に高祖、その左隣に祖、中央右側に曾祖、その右隣に考（禰）となっており、夏言が念頭に置いていたのも、この配置であると考えられる。これも、昭穆制度に依拠していることは明かである。この四廟には、始祖に相当する「五世の祖」の廟はなく、将来的に当の官僚を始祖とすることもないが、高祖以下四世の祖先を世代の下降に応じて代わるがわる遷すとした点は重要である（惟四世遞遷而已）。つまり、現在の官僚が祭る祖先は彼から見ての、高祖以下四代の祖先であるが、その子の世代になれば、当該

の高祖はもはや祭祀の対象とされず、曾祖、祖、父がそれぞれ高祖、曾祖、祖に昇格、こうした関係が、以後子孫の世代の下降にともなうて続いていくことになる。つまり、夏言は「惟四世遞遷而已」というわずか七語を加えることにより、四品以下の官僚の子孫が、官僚であるか庶人であるかに関係なく、絶えず高祖以下四代の祖先祭祀を持続できる道を開こうとしたのである。大宗の場合と異なり、永遠に祭るべき祖先はないものの、官僚の子孫が小宗の範囲の親族を集合できる可能性が残されたといえよう。

以上のように、夏言は、三品以上の高級官僚の家系には大宗集団、四品以下の官僚の家系には小宗集団、それぞれ組織を可能にする提案を行っている。これは、現任官僚本人にのみ高祖以下四世の祖先を祠堂で祭る権利を付与したに過ぎずしたがって、子孫による祭祀継承は全く考慮されていない―明朝の家廟制度に比較して、宗法の実践を視野に収めた提案であったと言えるであろう。

三 改革案の行方

嘉靖一五年における夏言の上奏の目的は、宗法原理を国家の礼制のなかに組み込むことであつたが、その具体的提案はそれほど単純なものではない。宗法主義の理念からすれば、挙行者がその始祖を設定し、始祖嫡系の子孫たる大宗が始祖祭祀を媒介として永遠に親族を統制し、大宗に小宗集団が従属する構造を確立することが理想的である。しかしながら、夏言は、始祖祭祀の条では単に、官僚・民を問わない始祖・先祖の祭祀の許容を求めのみで、宗法原理の導入には消極的であるように見受けられる。むしろ彼が強調するのは、官僚の家系を対象とした宗法の実践である。すなわち、三品以上の高級官僚の家系には大宗集団、四品以下の官僚の家系には小宗集団、それぞれの集団形成

が可能となるような提案を行ったと考えられるのである。

この提案が世宗に受容されたかどうかは判定が難しいところである。始祖祭祀の条に注目した牧野巽氏は、清朝における礼制も考慮しつつ、勅撰の『大明会典』と王圻『統文献通考』との間の矛盾についている。すなわち、『統文献通考』巻一一五、宗廟考、「大臣家廟」は、始祖祭祀の条、家廟の条における夏言の提案に対して、世宗が、それぞれ「上之を是とす」、「之に従う」というように、認可を与えたとしている。ところが、万曆一五（一五八七）年重修『大明会典』巻九五、群祀五、「品官家廟」は、夏言の上奏は収録しておらず、前掲正徳刊本と同じく、『大明集礼』で規定された洪武の制度をそのまま踏襲するに過ぎないのである。牧野氏は、この矛盾について、「朝廷の規定」と「臣下の実際」、「正式の制度」と「実際の規準」との乖離をいい、結局、明朝のみでなく、清朝においても、始祖祭祀が公認されることはなかったことを指摘している。⁹⁰

牧野氏は、始祖祭祀をめぐる朝廷の公式の礼制と官僚の見解や民間の実際との乖離を指摘したが、問題はそれのみにとどまらない。上述のように、夏言の上奏文における核心は、宗法原理を礼制に組み込むという点にこそあった。始祖祭祀の問題も、宗法主義と一体的に結びついているのである。したがって、夏言の上奏文は、宋代以来の宗法主義を公認するかどうかという問題を皇帝に突きつけたものであるという点にその最大の特徴があるとみなければならぬ。

その場合に問題となるのは、宗法主義が掲げる理念である。そもそも程頤らの宋儒が宗法復活を主張した究極の目的は、始祖祭祀を継承する大宗が、祭祀を媒介として永続的に親族を統制し、こうして大宗のもとに組織化された親族（宗族集団）が、全体として官界との関係を事実上永遠に保ち、「世臣」の家系を確立するという点にある。⁹¹こうした宋儒の理念が明代にも受け継がれていることは、丘濬の見解に如実に示されている。『大学衍義補』巻五二、「家郷

之礼・上之中」に、

臣按、欲行宗子之法、必自世胄始。今世文臣無世襲法、惟勲戚及武臣世世相承、以有爵祿。此法断然可行。若夫見任文臣及仕宦人家子孫與夫鄉里稱為大族鉅姓、自謂為士大夫者、朝廷宜立定制、俾其家各為譜系。孰為始遷于此者、孰為始有封爵者、推其正適一人以為大宗。又就其中分別。某與某同高祖、推其一人最長者為繼高祖小宗。某與某同曾祖、推其一人為繼曾祖小宗。某與某同祖、某與某同禰、各推最長者一人以為小宗。

(臣按ずらく、宗子の法を行わんと欲すれば、必ず世胄より始めよ。今の世の文臣には世襲の法無し、惟だ勲戚及び武臣のみ世世相承け、以て爵祿有り。此の法断然行ふべし。夫の見任の文臣及び仕宦人家の子孫と夫の郷里稱して大族鉅姓と為し、自ら謂いて士大夫と為す者の若きは、朝廷宜しく定制を立て、其の家ごとに、各のおの譜系を為らしめよ。孰か始めて此に遷る者たるか、孰か始めて封爵を有する者たるか、其の正適一人を推して以て大宗と為せ。又、其の中に就きて分別せしむ。某は某と高祖を同じくすれば、其の一人の最も長なる者を推して高祖を繼ぐの小宗と為し、某は某と曾祖を同じくすれば、其の一人を推して曾祖を繼ぐの小宗と為す。某は某と祖を同じくし、某は某と禰を同じくすれば、各のおの最も長なる者一人を推して、以て小宗と為せ。)

とある。勲戚・武臣と異なり、科擧により選抜される文臣官僚には、世襲制度がなく、世襲を実現するために、宗法(宗子の法)はぜひとも実現するべきだと主張するのである。「世臣」の家系の確立のためには宗法が不可欠であるという宋儒の見解がなお健在であることがわかるであろう。したがって、夏言の上掲の提案も、宗法の運用の仕方において、丘濬のそれとは異なっているが、宗法原理を礼制のなかに組み込もうとした狙いは、宋儒や丘濬のそれと同じ

ところにあつたとみられる。そうした士大夫側の見解が、科擧による人材の登用を原則とする国家の官僚制度と本質的なところで抵触することは言うまでもない。国家が宗法主義を公式に認めるといふことはありえないと考えるべきであろう。

しかし、王圻の見解に示されるように、士大夫の側の受けとめ方は異なる。管志道（一五三六年～一六〇八年）はこの点について興味深い言及を行っているので紹介してみたい。管志道は蘇州府太倉州の人、隆慶五（一五七二）年の進士で、南京兵部主事、広東僉事などに任じられている。彼の著作である万曆三〇（一六〇二）年序『従先維俗議』は、邱濬の『大学衍義補』とともに、士大夫の政治理念とくに「齊家」の理念を窺う上で貴重である。管志道は、同書巻二、「考宗法以立家廟議」において、宗法原理を解釈した後、

然則今之以卿大夫起家者、其身当為起廟之祖、無疑矣。身為祖、適子当称大宗、統父所流出之孫支於百世。

（然らば、則ち今の卿大夫を以て家を起す者は、其の身は当に起廟の祖と為ること、疑いなし。身ら祖と為り、適子は当に大宗と称し、父より流れ出づる所の孫支を百世に統ぶるべし。）

といい、また、

聖祖既建四親之廟於金陵、即以此礼達乎天下。凡品官俱許祀四代、庶人仍旧祀二代。封典止及於曾祖、而祀典兼及於高祖、視古渥矣。而世廟復許庶人追祀始祖、則尤渥之渥也。今始祖或以親尽譜迷而難遠追。四廟或以費重力詘而難分建。然而既有此令、則士庶可權以曾祖当始祖。祀三代、不為僭也。卿大夫則有品官家廟之式在。

（聖祖は既に四親の廟を金陵に建て、即ち此の礼を以て、天下に達す。凡そ品官は俱に四代を祀るを許し、庶人は旧に仍りて二代を祀らしむ。封典は曾祖に及ぶに止まるも、祀典は兼ねて高祖に及ぶ、古に視べて溼し。而も、世廟は復た、庶人の、始祖を追祀するを許す、則ち尤も渥^{てあつ}きの渥^{てあつ}きなり。今、始祖は、或いは親^{てあつ}尽き譜迷^{てあつ}うを以て、遠追し難し。四廟も、或いは費重^つく力^つ詘^つきるを以て分建し難し。然れども、既に此の令有れば、則ち士庶、權^かりに曾祖を以て始祖に當つるべし。三代を祀るは、僭と為さざるなり。卿大夫は則ち品官家廟の式在る有り。）

という。この二つの文章から理解されるように、管志道が、夏言の提案は世宗に認可されたと考えていることは明らかである。前文にいう、官僚（卿大夫）を「起廟の祖」とし、その嫡子が大宗となつて、父から分かれるところの子孫を永遠に統合するという考えは、夏言の上奏の家廟の条における主張に一致し、また、始祖祭祀を認められた「士・庶」は、始祖を捜し出せなければ、当面、曾祖を始祖となして、三代を祭るといふ後文の考えは、同じく夏言の始祖祭祀の条における提案の具体化である。管志道はまた、前文に次のような但し書きをつけている、

但今宗法久溼、而吳越之民風尤渙。雖立大宗、詎能聯族屬於五世之後哉。宋儒原謂、大宗難立、則莫如且立小宗。其論最當。蓋士庶之家無廟、既為卿大夫、安可不立家廟以祀祖考。祖考姚^た尽、則身當為祖。參古宗法、即是百世不遷之祖也。有嫡子、則立嫡長為宗、当古者百世不遷之大宗。無嫡子、則立庶長為宗、当古者五世則遷之小宗。今不問嫡長庶長、但含大宗之虛名、而行小宗之實事。

（但だ、今、宗法は久しく溼^つもれ、而も、吳越の民風は尤も渙なり。大宗を立つと雖も、詎^なぞ族属を五世の後に聯ぬる能わんや。宋儒、原^もと謂う、大宗は立て難ければ、則ち、且つ小宗を立つるに如く莫し。其の論、最も當れり。

蓋し、士庶の家に廟無し、既に卿大夫と為れば、安んぞ家廟を立てて以て祖考を祀らざるべけんや。祖考姚し尽きたれば、則ち身ら当に祖と為るべし。古の宗法を參ずるに、即ち是れ百世不遷の祖なり。嫡子有れば、則ち嫡長を立てて宗と為し、古者いにしへの百世不遷の大宗に當つ。嫡子無ければ、則ち庶長を立てて宗と為し、古者いにしへの、五世にして則ち遷るの小宗に當つ。今、嫡長か庶長かを問わず、但だ、大宗の虚名を含めて、小宗の實事を行うべし。

管志道は、現在の官僚を始祖となして、当該の官僚の嫡子が大宗に就任することが理想であるものの、人々が分散する傾向が強い江南の習俗を考慮すると、現状では、大宗が、始祖祭祀によつて族人を統合できる可能性は低いとみる。そこで、「大宗の虚名を含めて、小宗の實事を行う」ことを提案する。すなわち、庶民から官僚へと上昇した者ばかりあえず家廟を設けて祖先を祭り、祖先がすべて墓所に姚された後、当の官僚が百世不遷の祖（始祖）となり、嫡長子があれば、大宗と為す。もし、嫡長子がいなければ、庶系の長子を宗子に立てて、古宗法の小宗に相当させる。大宗には必ずしもこだわらず、最も実現の可能性の高い小宗の実現を勧めるのである。

以上のように、公式の家廟制度は依然として明初の祖法をそのままに踏襲するものであり、明朝滅亡に至るまで、改変された形跡はないが、王圻、管志道らの見解に示されるように、士大夫の側では、夏言の提案が皇帝に認められたと受け止めていたことがわかるであろう。

〈おわりに〉

小論で述べてきたように、夏言の提案の核心は、宗法原理を国家の公式の礼制（家廟制度）に組み込むという点に

こそあった。すなわち、三品以上の高級官僚の家系には、大宗の原理を、四品以下の中級下級の官僚の家系には、小宗の原理を、それぞれ適用した家廟制度を許可するように求めるものである。この改革案が、公式の家廟制度に盛り込まれた形跡はないが、士大夫の間では、世宗・嘉靖帝みずから夏言の提案を認めたという見解が登場している。そのみではない。かつて紹介したことがあるように、後世（清末・民国期）に編纂された広東の地方志と族譜は、夏言の上奏が世宗に認められ、以後、宗祠（祠堂）及び宗族組織が天下に普及したという見解を表明している。⁹⁹最近では、常建華氏も、広東だけでなく、安徽の宗族のなかにも、そうした見解を伝えているものがあることを発掘している。¹⁰⁰夏言の上奏が嘉靖帝に認められたかどうかの真偽は確かめられないが、皇帝の勅許をえたという風説が地域社会に流布するなかで、宗法の実現を図る動きが加速された状況は想定しうるであろう。

〔補記〕 本稿は、「夏言の提案―明代嘉靖年間における家廟制度改革―」（平成四・五年度科研補助金総合研究（A）研究成果報告書「中国における歴史認識と歴史意識の展開についての総合的研究」、東北大学文学部、一九九四年）に補正を加えたものである。

註

- (1) 小島毅「嘉靖の礼制改革について」（東京大学東洋文化研究所編『アジアの文化と社会Ⅱ』、汲古書院、一九九二年）。
- (2) 拙稿「宋代以降における宗族の特質の再検討―仁井田陞の同族『共同体』論をめぐって―」（『名古屋大学東洋史研究報告』一二、一九八七年）、同「宗族の形成とその構造 明清時代の珠江デルタを対象として」（『史林』七二―五、一九八九年）。

- 同「宗族形成の再開—明代中期以降の蘇州地方を対象として—」(『名古屋大学東洋史研究報告』一八、一九九四年)。
- (3) 牧野巽「宗祠とその発達(上)」(『東方学報』東京第一冊、一九三九年。この論文は、一九八〇年、御茶の水書房より刊行された『牧野巽著作集』第二巻に再録されている)。清水盛光『支那家族の構造』(岩波書店、一九四二年)第二章「家族集団の容積と発展」。
- (4) 世宗による宗廟建設の問題については、小島毅前掲「嘉靖の礼制改革について」で詳しく論じられているので、参照していただきたい。
- (5) イーブリー及び常建華の両氏は、始祖祭祀の条のみでなく、家廟の条も踏まえた分析を行っているが、ともに、祭祀の問題に焦点を絞っている点に特徴がある。本稿は、祖先祭祀のみでなく、宋代以降の宗法主義との関係において、夏言の上奏に分析を加える。Ehrey, Patricia Buckley "Confucianism and Family Rituals in Imperial China: A Social History of Writing about Rites" 1991, Princeton University p. 150~p. 152. 常建華「明清時期祠廟祭祀問題弁析」(『第二屆明清史國際學術討論會論文集』、天津人民出版社、一九九三年)、馮爾康等著『中国宗族社会』第四章、常建華「明清祠堂族長制宗族的強化」(浙江人民出版社、一九九四年)。
- (6) 小島毅「中国近世における礼の言説」(東京大学出版会、一九九六年)第二章「『家礼』の構造」。
- (7) 程頤及び朱熹「家礼」の見解に関する分析は、拙稿「祖先祭祀と家廟—明朝の対応—」(『文経論叢』三〇—三、一九九五年)で検討を加えたことがあるので、参照していただきたい。また、以下の研究がこの問題に関して、優れた分析を行っている。イーブリー前掲著書、小島毅前掲「中国近世における礼の言説」第二章「『家礼』の構造」。
- (8) 「礼記」「大伝」に、「礼、不王不禘。王者禘其祖之所自出、以其祖配之」とあり、また「喪服小記」にも、「王者禘其祖之所自出、以其祖配之」という。「大伝」の上掲文章に付された鄭玄の註に、「凡大祭曰禘、自、由也、大祭其先祖所由生、謂郊祀天也、王者之先祖、皆感大微五帝之精以生」という。
- (9) 『二程遺書』(四庫全書本)卷一八に、「…其大略如此。且豺獮皆知報本。今士大夫家多忽此、厚於奉養、而薄於祖先、甚不可也」とある。夏言はこの程頤の発言を念頭に置いている。
- (10) 前掲「祖先祭祀と家廟—明朝の対応—」。
- (11) 『大学衍義補』卷五二、「家郷之礼・上之中」。
- 臣按、大宗則一、大宗宗其繼別子者是也。是為大宗。小宗則四。有繼禰之小宗、則同父兄弟宗之。有繼祖之小宗、則同堂兄弟宗之。有繼曾祖之小宗、則再從兄弟宗之。有繼高祖之小宗、則三從兄弟宗之。至四從、則親屬尽絶。所謂五世則遷者

也。是謂小宗。礼経別子法、是乃三代封建諸侯之制、而為諸侯庶子設也。與今人家不相合。今以人家始遷及初有封爵仕宦起家者為始祖、以準古之別子、又以其繼世之長子準古之繼別者、世世相繼、以為大宗、統族人、主始祖立春之祭及墓祭。其余以次遞分為繼高祖、繼曾祖、繼祖、繼禰小宗。

(12) 『二程遺書』卷一五。

(13) 喪服の制については、牧野巽「明律における親族範圍の拡大」(前掲『牧野巽著作集』第一卷)を参照した。

(14) 始祖・先祖の紙牌を作つて祭る云々の規定は、『家礼』には見あたらないが、丘濬『文公家礼儀節』卷七、祭礼の「先祖」の項目に、「前一日設位陳器へ…無神主者作紙牌」、「焚祝文へ併取牌子焚之」というように、原註として、「紙牌」の作成と焼却が述べられている。これが本当に朱子の説かどうかは確認できなかったが、おそらく、始祖・先祖祭祀に際して紙牌を作り、祭りが終われば燃やすという方法が朱子の見解として後世に伝えられており、夏言もそれに依拠したものと考えられる。

(15) 小島毅前掲「嘉靖の礼制改革について」。

(16) 牧野巽前掲「宗祠とその発達(上)」。

(17) 前掲「宋代以降における宗族の特質の再検討―仁井田陞の同族『共同体』論をめぐって―」。

(18) 前掲「宗族の形成とその構造―明清時代の珠江デルタを対象として―」。

(19) 前掲「明清時期祠廟祭祖問題弁析」、同「明清祠堂族長制宗族的強化」。